

住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会
－委員会報告書－

令和4年3月

国土交通省 航空局

目次

はじめに.....	1
第1章 住宅防音工事補助制度の現況.....	1
1.1 空港周辺環境対策事業における騒音対策区域の設定.....	1
1.2 住宅防音工事補助の概要.....	1
1.2.1 住宅防音工事補助.....	1
1.2.2 住宅防音工事・更新工事の実績.....	3
第2章 課題の抽出.....	5
2.1 住宅防音工事補助制度のあり方に関する基礎調査業務.....	5
2.2 課題1：住宅防音工事実施後の防音性能の把握.....	5
2.3 課題2：騒音実態の認識と助成制度.....	5
2.4 課題3：土地価格の動向と助成制度.....	5
2.5 課題4：空気調和機器への助成のあり方.....	5
第3章 調査結果.....	5
3.1 防音工事住宅の経年劣化調査.....	5
3.1.1 調査方法.....	5
3.1.2 調査結果.....	6
3.2 防音工事対象世帯数及び世帯人数実態調査.....	8
3.2.1 調査方法.....	8
3.2.2 調査結果.....	8
3.3 空気調和機器設置状況・稼働状況調査.....	9
3.3.1 調査方法.....	9
3.3.2 調査結果.....	9
3.4 土地価格の動向が補助金や補償金に反映されている制度の事例調査.....	11
3.4.1 調査方法.....	11
3.4.2 調査結果.....	11
3.4.3 住宅防音工事と判例.....	11

第4章 調査を踏まえた今後の方向性.....	12
4.1 課題1：住宅防音工事実施後の防音性能の把握.....	12
4.2 課題2：騒音実態の認識と助成制度.....	12
4.3 課題3：土地価格の動向と助成制度.....	12
4.4 課題4：空調機器への助成のあり方.....	12
第5章 住宅防音工事補助制度の検討.....	13
5.1 防音性能を回復する工事への補助.....	13
5.2 更新工事④補助制度.....	13
5.3 その他.....	13
終わりに.....	13
住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会の概要.....	14

はじめに

航空機騒音については、環境基本法に基づき「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準を達成することが航空機騒音対策の目的である。航空機騒音対策は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」により、特定飛行場の設置者の責務として定められた措置であり、対策の一つとして空港周辺環境対策事業を実施しているところである。

これまでの住宅防音工事補助事業の取り組みを踏まえつつ、補助制度設立当初からの時代の変化を受け、今後の助成のあり方を検討するため、学識経験者からなる「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」を令和2年度に設置した。

第1章 住宅防音工事補助制度の現況

1.1 空港周辺環境対策事業における騒音対策区域の設定

空港周辺環境対策事業は航空機の騒音評価指標（ L_{den}^1 ）の値の大きさに応じて、騒音対策区域（第1～3種）を定め、必要な事業を実施している。

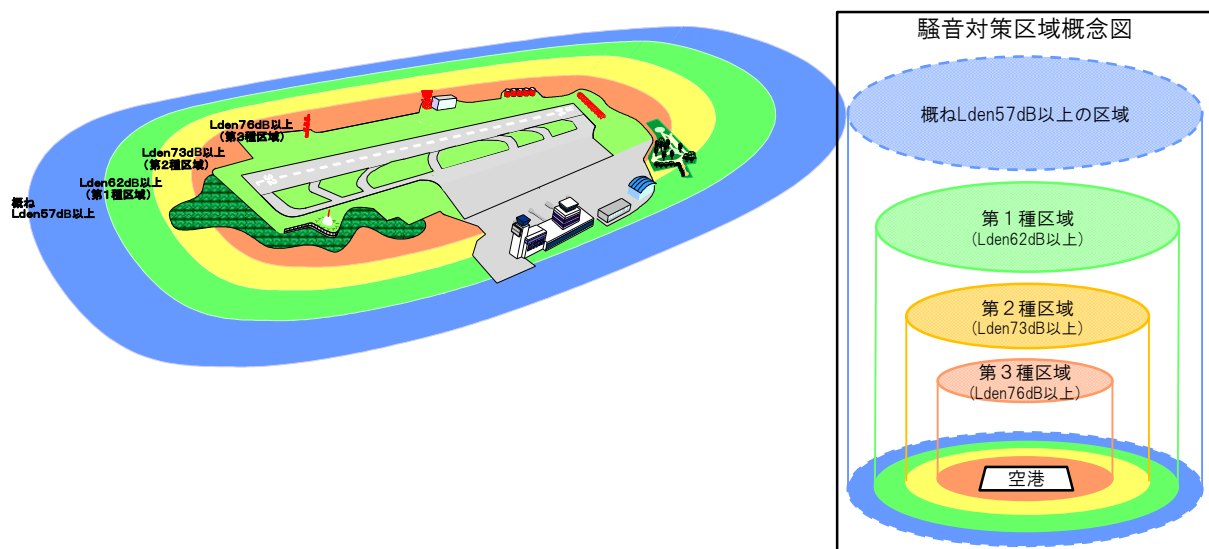


図 1-1 騒音対策区域の概念

1.2 住宅防音工事補助の概要

1.2.1 住宅防音工事補助

(1) 住宅防音工事補助全般

第一種区域に当該指定の際、現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が、航空機の騒音により生じる障害の防止又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置をとるものとしている。

また、防音工事（住宅の全部又は一部の室における航空機の騒音の軽減及び当該室内の有効な空気調和の確保を目的とする工事）により設置された空気調和機器（冷暖房機・暖房機・換気装

¹ 1日あたりの騒音のレベルを評価する尺度。夕方及び夜間に発生した騒音に重み付けを行った上で、1日に発生した全ての航空機騒音のエネルギー総量を平均した指標。（2013年4月1日より、従来のWECPNL⇒ L_{den} に指標を変更。）

置・レンジ用換気装置)で設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われていると認められるものについて、更新工事の経費の一部を補助しており、3回目の更新工事まで助成をおこなっている。

なお、福岡空港において、本事業は独立行政法人空港周辺整備機構の業務として実施している。(騒防法第28条)

- 対象区域 第一種区域内 (Lden62dB 以上)
- 補助金の流れ 国→地方公共団体→住民等
国+地方公共団体→空港周辺整備機構→住民等 (福岡空港)

表 1-1 住宅騒音防止工事の概要

名称	内容	費用負担割合
住宅防音工事	第一種区域に当該指定の際、現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が、航空機の騒音による障害の防止又は軽減するため行う住宅防音工事	国：概ね 99% 地方公共団体：概ね 1%
告示日後住宅防音工事	第一種区域の最近の告示日以前に、それまでの告示の第一種区域の範囲内に建築された住宅であって、従前の区域指定の告示日後に建築されたものについては特例的に住宅防音工事の補助を行うもの	(空気調和機器を除く防音工事) 国：概ね 99% 地方公共団体：概ね 1% (空気調和機器) 国：概ね 60% 地方公共団体：概ね 10% 住民：概ね 30%
更新工事①	防音工事により設置された空気調和機器で、設置後 10 年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事	国：概ね 60% 地方公共団体：概ね 10% 住民：概ね 30% *生活保護世帯 国：概ね 85% 地方公共団体：概ね 15%
更新工事②又は告示日後更新工事①	更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後 10 年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事。また、告示日後防音工事に設置された空気調和機器で、設置後 10 年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事	国：概ね 55% 地方公共団体：概ね 10% 住民：概ね 35%
更新工事③又は告示日後更新工事②	更新工事②により設置された空気調和機器で、設置後 10 年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事。また、告示日後更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後 10 年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事	国：概ね 50% 地方公共団体：概ね 10% 住民：概ね 40%

※更新工事②③又は告示日後更新工事①②の生活保護等世帯は国：83.75%、地方公共団体:16.25%

※地方公共団体と住民の負担割合は、各団体の定めによる

(2) 生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助 (予算措置)

地方公共団体が生活保護等世帯を対象に、騒防法第8条の2の規定(住宅の騒音防止工事)により国の補助を受けて設置された空気調和機器(冷房機及び冷暖房機器に限る。)の稼働費(電力量料金)について、補助する。

- 対象区域 第一種区域内（Lden62dB 以上）
- 補助金の流れ 国→地方公共団体→住民
- 補助率 航空局長が定める算定方式により算定した額

(3) 更新工事③創設時における制度内容の見直し

現在、3 回目の更新工事までの助成を実施しているが、平成 22 年の更新工事③の創設に際して、単に継続するのではなく、社会経済情勢の変化も踏まえてあり方を検討した結果、補助率や補助対象台数の見直しを行った。更新工事全体について、エアコン普及率（85%）を考慮し補助率 10%の低減、また、更新工事③についてはエアコン対象台数を居住人数マイナス 1 台とした。結果として、単身世帯では冷暖房機・暖房機の更新工事が補助対象外となった。（換気装置及びレンジ用換気装置は補助対象。）なお、生活保護等世帯については、更新工事③においても、単身世帯が更新工事の補助対象となるよう措置とした。

表 1-2 更新工事助成制度の遍歴

制度名	平成元年度～10年度		平成11年度～17年度		平成18年度～21年度		平成22年度～現在	
	補助率	台数	補助率	台数	補助率	台数	補助率	台数
更新工事①	70%	防音工事室数	70%	防音工事室数	70%	居住人数+1	60%	居住人数と同数
更新工事②	—	—	65%	防音工事室数	65%	居住人数+1	55%	居住人数と同数
更新工事③	—	—	—	—	—	—	50%	居住人数マイナス1

また、更新工事③において補助対象外となった単身世帯数等については、実数での把握が困難であるため、現時点における概数で算出した結果、従来対象となっていた世帯の 4 割程度が補助対象外であることが判明した。

さらに、更新工事③に対して、自治体等から単身世帯も補助対象とすることへの要望等が多数（※1）出されており、総論として充実、継続を求める要望となっている。

※1：平成 30 年度～令和 3 年度（11 月末）の要望者（自治体等 19 者、住民団体 3 者）からの要望件数 **42 件**（自治体等 33 件、住民団体 9 件）のうち、39 件が該当（※2）

※2：令和元年度に住宅防音工事補助制度のあり方に関する検討にあたり、補助事業者等を対象にアンケート調査を実施し聴収した意見も含まれる。

1.2.2 住宅防音工事・更新工事の実績

特定飛行場の住宅防音工事、更新工事の実績をみると、防音工事のピークは昭和 58 年度で以降減少しており、現在においては更新工事を中心となっている。更新工事③は平成 22 年から実績があるが、①②に比べて台数は少なく、平成 28 年度が最も多い。

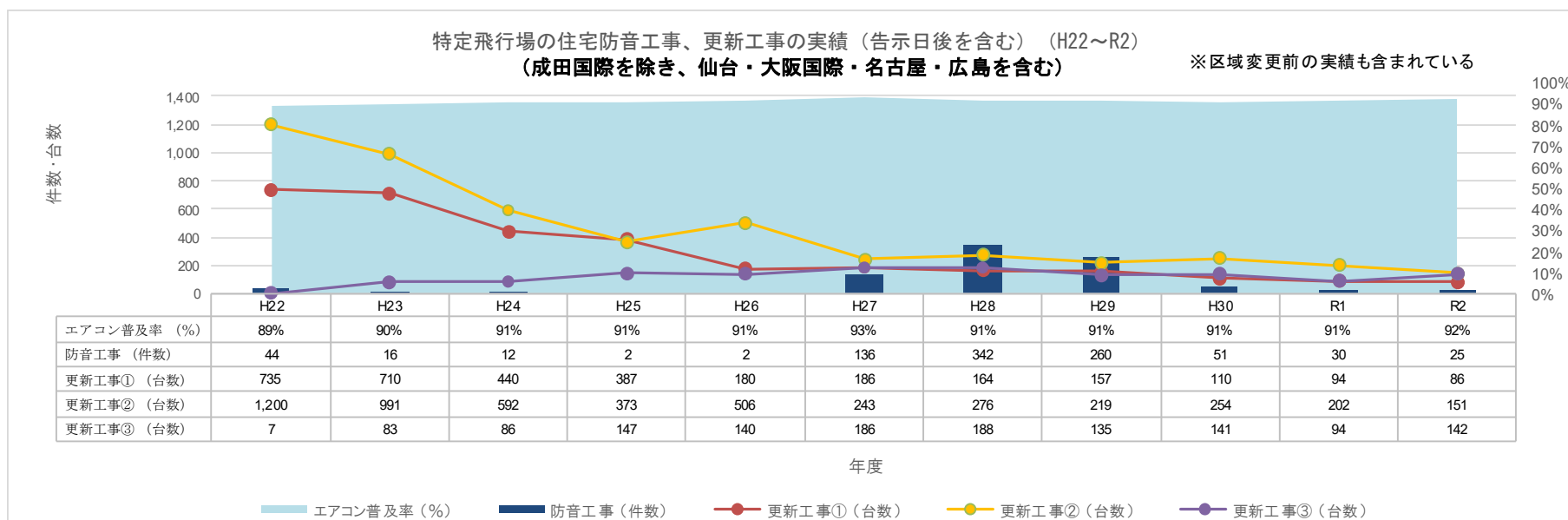
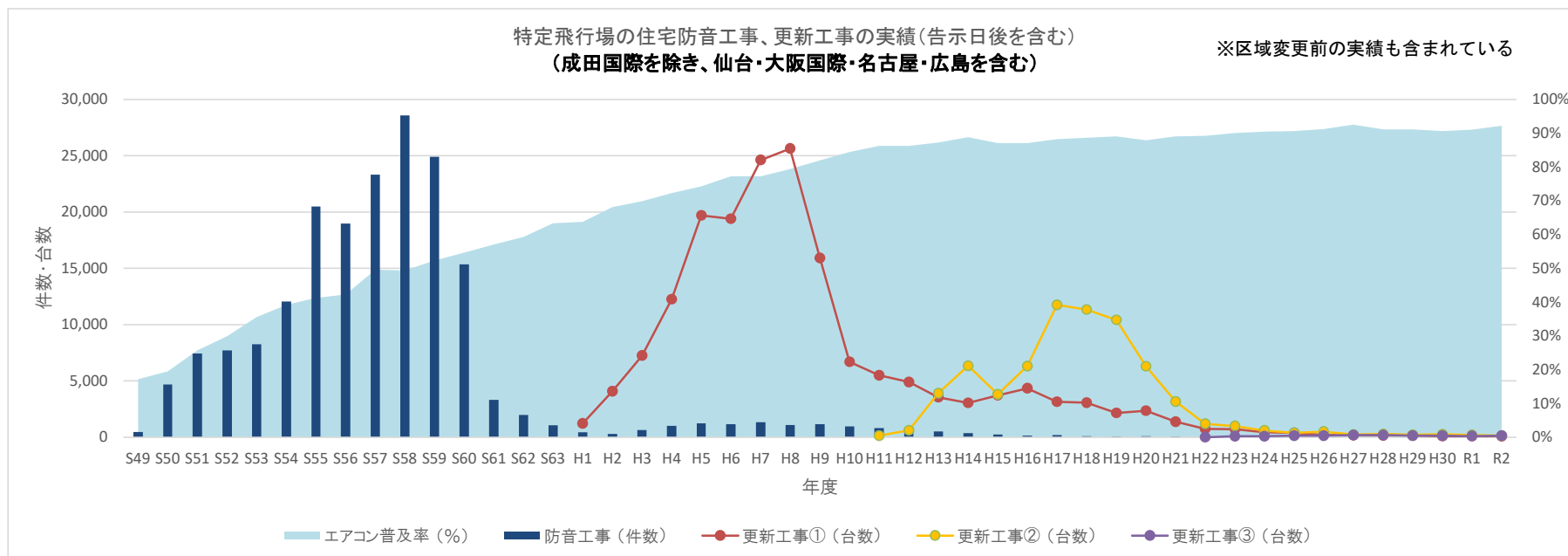


図 1-2 特定飛行場の住宅防音工事、更新工事の実績

第2章 課題の抽出

2.1 住宅防音工事補助制度のあり方に関する基礎調査業務

住宅防音工事補助制度のあり方を検討するにあたって、令和元年度に基礎調査として補助制度における課題を抽出し整理した。また、それぞれの課題について、解決する方策を検討するために必要な調査与件及び手段の計画・検討を行った。

2.2 課題1：住宅防音工事実施後の防音性能の把握

防音工事実施後の住宅における防音性能の状況については、防音工事後の定期的な把握はされていない。航空機騒音の環境基準が達成されるまでは、屋内環境の保持が必要であることから、住宅防音工事実施済み住宅の防音性能の把握が必要ではないか。

2.3 課題2：騒音実態の認識と助成制度

騒音対策区域指定告示日（以下、告示日）後における区域内への転入者については、騒音の存在を認識したうえで転入しているとも考えられる。このことから、告示日前からの居住者との間で補助内容に差異を設けるべきかどうか、その合理性について検討が必要である。

2.4 課題3：土地価格の動向と助成制度

土地価格の動向について、本制度に影響を与えるほどの差異が確認できるか、また、土地価格の動向を補助制度に反映させている事例があるかどうか把握が必要である。

2.5 課題4：空気調和機器への助成のあり方

住宅防音工事の助成制度の創設から約45年が経過し、空港周辺地域の居住実態は相当変化していると思量されるが、空調機器の普及率等、社会的な情勢の変化も踏まえて制度の見直しを検討する必要があり、国が航空機騒音対策として担うべき補助内容を検討する必要がある。

第3章 調査結果

3.1 防音工事住宅の経年劣化調査

住宅防音工事実施済み住宅の経年による防音性能の低下の実態を把握することを目的に、防音工事住宅経年劣化調査を実施した。

3.1.1 調査方法

騒音対策区域内の防音工事実施済み住宅について、家屋現況調査（防音サッシ含む）及び遮音性能測定を実施した。

現況調査として、家屋の内壁や外壁の外観、防音サッシの材質及びガラスの種別、防音サッシと壁の隙間計測、防音サッシの締め付け具合、防音サッシの引寄せ機構、防音サッシ以外で遮音性能に影響を与える室内外の要因の有無等を確認した。□

航空機騒音による室内外レベル差測定は、室内1点室外1点におけるA特性音圧レベルの測定及びオクターブバンド周波数分析を行い、A特性音圧レベル及び500Hz帯域の比較を行った。□

人工音源による防音サッシの遮音性能測定は、JISA 1520（建具の遮音試験法）における内部音源法により、防音サッシの遮音性能を確認するための音響透過損失相当値を測定した。

3.1.2 調査結果

対象空港は、福岡空港、那覇空港、新潟空港とし、一般地域（福岡空港）・温暖地域（那覇空港）・寒冷地域（新潟空港）での違いについても考察する予定であった。しかし、令和2年度から継続する新型コロナウイルス感染症の蔓延状況から、統計的精度を確保するため設定したサンプル数は、新潟空港、福岡空港とも確保できなかった。また、那覇空港について、調査実施の同意が得られた家屋3件もまん延防止措置の適用により調査を中止せざるを得なかった。そのため、調査結果については検討の参考として扱うこととする。

表 3-1 経年劣化調査の実施状況

対象空港	調査件数	調査予定件数	調査日
福岡空港	8件	24件	10月31日～11月2日、 11月21日～11月22日
新潟空港	4件	6件	8月2日～4日
那覇空港	0件	6件	—
合計	12件	36件	

調査を行った12件のうち、5件で防音サッシに隙間・反りが確認された。また、福岡の防音工事年度がS55以前の世代で締め付け具合にガタツキ、引寄せ機構に不良等が確認された。

表 3-2 現況調査結果（新潟空港）

* 築年次はヒアリングによる

家屋No	建物構造 (調査階数)	防音 工事 年度	対象防音サッシ	隙間・反り ねじれ倒れ	締め 付け 具合	引寄せ 機構	築年次*
1	木造戸建 2階建(1階)	H4	2枚引違、腰窓 W1655×H1145	なし	ガタツキ なし	良好	概ねS55
4	木造戸建 2階建(2階)	H5	2枚引違、腰窓 W1725×H850	上下枠に2- 4mmの反り	ガタツキ なし	良好	S57
12	木造戸建 2階建(1階)	H3	4枚引違、掃出 W3470×H1755	対角差5mm	ガタツキ なし	良好	確認不可
14	木造戸建 2階建(1階)	H4	4枚引違、掃出 W2520×H1755	なし	ガタツキ なし	良好	確認不可

表 3-3 .現況調査結果（福岡空港）

* 築年次はヒアリングによる

家屋 No	建物構造 (調査階数)	防音工事年度	対象防音サッシ	隙間・反り ねじれ倒れ	締付 具合	引寄せ 機構	築年次*
1-4	木造戸建 2階建(1階)	S55	2枚引違、腰窓 W1665×H1140	なし	ガタツキ あり	やや不良	S50～53
1-5	木造戸建 2階建(2階)	S50	2枚引違、腰窓 W1178×H975	上下枠に 2mmの反り	ガタツキ あり	不良	S10
1-9	木造戸建 1階建(1階)	S54	2枚引違、掃出 W1650×H1800	上下枠に 5mmの反り	ガタツキ あり	破損	S39
1-13	木造戸建 1階建(1階)	S51	4枚引違、掃出 W3285×H1755	なし	ガタツキ あり	不良	S4
2-1	木造戸建 2階建(1階)	S57	2枚引違、掃出 W1650×H1755	なし	ガタツキ なし	良好	S54
2-9	木造戸建 2階建(1階)	S59	4枚引違、掃出 W3680×H1730	なし	ガタツキ なし	良好	S17
2-12	木造戸建 2階建(2階)	S59	4枚引違、掃出 W2660×H1765	なし	ガタツキ なし	良好	概ねS55
3-1	木造戸建 2階建(1階)	H4	4枚引違、掃出 W2580×H1765	上下枠に 3mmの反り	ガタツキ なし	良好	S50～53

航空機騒音による室内外レベル差測定では、調査を行った 12 件のうち計画防音量（500Hz、25dB）を保持しているのが 4 件、下回っているのが 8 件確認された。人工音源による防音サッシの遮音性能測定では、計画防音量を保持しているのが 4 件、下回っているのが 8 件確認された。

表 3-4 室内外レベル差測定・遮音性能測定結果（新潟空港）

家屋 No	室内外レベル差測定					人工音源による防音サッシの遮音性能測定
	500Hz	(参考) A特性*	対象機数	計画防音量 (500Hz)	工法	音響透過損失相当値 (500Hz)
1	27.2dB	26.6dB	5	25dB	告示B	26dB
4	26.0dB	23.5dB	4	25dB	告示B	26dB
12	23.7dB	24.4dB	2	25dB	告示B	25dB
14	24.2dB	24.3dB	2	25dB	告示B	23dB

表 3-5 室内外レベル差測定・遮音性能測定結果（福岡空港）

家屋 No	室内外レベル差測定					人工音源による防音サッシの遮音性能測定
	500Hz	(参考) A特性*	対象機数	計画防音量 (500Hz)	工法	音響透過損失相当値 (500Hz)
1-4	29.0dB	23.5dB	9	25dB	B	26dB
1-5	24.6dB	24.1dB	11	25dB	B	24dB
1-9	28.9dB	26.3dB	10	30dB	A	測定拒否
1-13	23.4dB	21.9dB	12	25dB	B	19dB
2-1	24.0dB	21.2dB	10	25dB	B	24dB
2-9	22.5dB	20.9dB	11	25dB	B	24dB
2-12	25.0dB	24.6dB	12	25dB	B	22dB
3-1	22.4dB	22.9dB	15	25dB	B	18dB

3.2 防音工事対象世帯数及び世帯人数実態調査

3.2.1 調査方法

公開統計情報（国勢調査）をもとに、GISを用いて、騒音対策区域内の世帯数及び世帯人数を把握した。対象空港は函館空港、新潟空港、東京国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、宮崎空港、那覇空港である。

3.2.2 調査結果

羽田空港、福岡空港は、単位面積当たりの世帯数が多く、那覇空港、福岡空港は、全世帯数のうちの賃貸住宅の割合が半数以上であった。

表 3-6 区域内の世帯数及び世帯人員

	全体		(参考)	全体		
	一般世帯数	一般世帯人員		区域面積(ha) *空港敷地は除く	区域面積 当たりの世帯数	一世帯当たりの人員
羽田空港	10,414	19,122	羽田空港	625	17	1.8
宮崎空港	1,784	4,027	宮崎空港	176	10	2.3
高知空港	214	500	高知空港	184	1	2.3
松山空港	1,009	2,599	松山空港	130	8	2.6
新潟空港	339	860	新潟空港	56	6	2.5
那覇空港	8,917	22,816	那覇空港	1,321	7	2.6
函館空港	476	974	函館空港	142	3	2.0
福岡空港	65,420	129,163	福岡空港	2,031	32	2.0

表 3-7 区域内の世帯数及び世帯人員（賃貸）

	(公営・都市再生機構・公社の借家・民営の借家)		(参考)	(公営・都市再生機構・公社の借家・民営の借家)	
	一般世帯数	一般世帯人員		全世帯数のうち賃貸 住宅の割合	一世帯当たりの人員
羽田空港	5,093	7,994	羽田空港	49%	1.6
宮崎空港	629	1,182	宮崎空港	35%	1.9
高知空港	45	84	高知空港	21%	1.9
松山空港	254	539	松山空港	25%	2.1
新潟空港	84	130	新潟空港	25%	1.6
那覇空港	4,745	10,718	那覇空港	53%	2.3
函館空港	149	256	函館空港	31%	1.7
福岡空港	40,416	68,024	福岡空港	62%	1.7

平成 17 年と平成 27 年を比較すると、世帯数は増加傾向であった。併せて、単身の高齢者世帯が増加傾向であった。

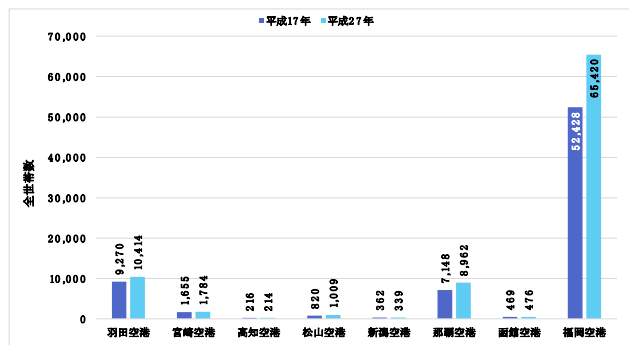


図 3-1 世帯数の変遷 (区域内)

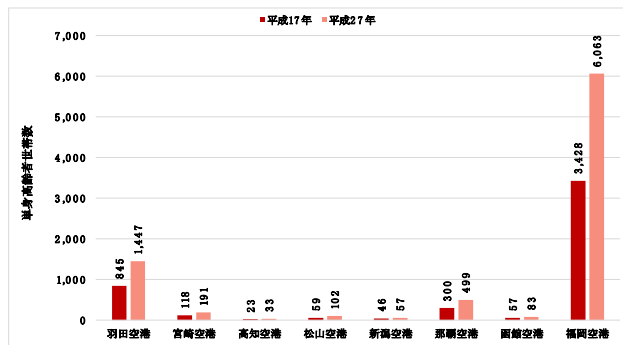


図 3-2 単身高齢者世帯数の変遷 (区域内)

3.3 空気調和機器設置状況・稼働状況調査

騒音対策区域内外の世帯毎の空気調和機器（冷暖房機、換気装置、レンジ用換気装置）の設置状況（家族構成、所有台数、普及率）、冷暖房機の稼働状況をアンケート調査により把握し、騒音対策区域内外の比較を行い、区域内の機器の設置・稼働状況の傾向を把握した。

3.3.1 調査方法

対象空港は、福岡空港、那覇空港、新潟空港である。区域内は防音工事対象者、区域外はインターネットの web アンケートパネルと、対象及び調査方法が異なっている。

3.3.2 調査結果

(1) 回収状況

区域内の回収数（回収率）は、福岡 293（14.7%）、新潟 154（24.8%）、那覇 71（9.3%）であった。インターネットモニター（区域外）は、各地域 400 確保した。

表 3-8 調査票の配布・回収状況

		福岡空港	新潟空港	那覇空港
①※1 騒音対策 区域内 調査	配布日	6/22郵送 6/22-23 ポスティング	6/29郵送	6/11-12 ポスティング
	配布数	2,000	621	875
	回収数	293	154	71
	回収率	14.7%	24.8%	9.3%
	許容誤差	6%	6%	12%
②騒音対策区 域外調査※2		348	395	344

※1防音工事対象者

※2:各空港にて確保した400サンプルについて、更なる精査を行い、騒音対策区域内の者を除外した

(2) 世帯状況

世帯状況として、福岡・新潟・那覇とも騒音対策区域内では、世帯主の年齢は60歳以上、世帯人数は2人以下が多い。また、福岡・新潟では世帯主年齢60歳以上の比率は約8割、那覇でも5割を超えている（区域外は、いずれも5割以下である）。

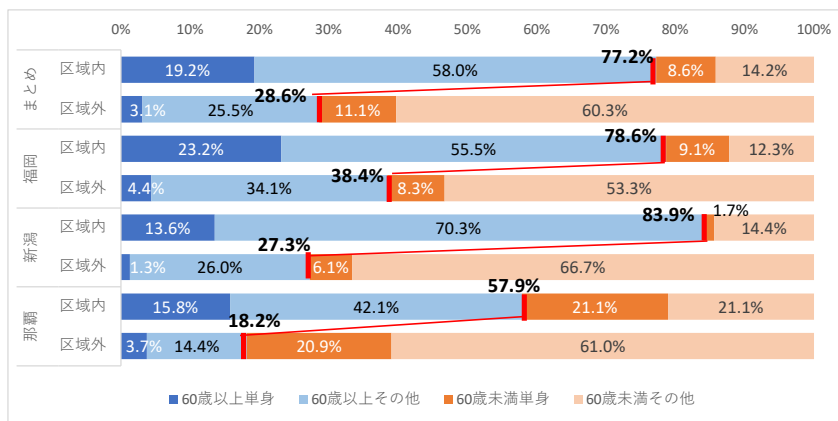


図 3-3 騒音対策区域内外の世帯構成比

平均世帯年収は、区域内のほうが低い傾向であった。

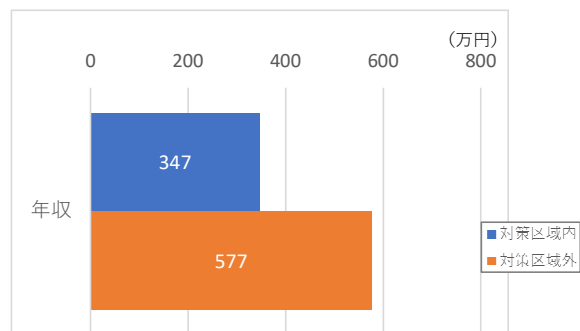


図 3-4 平均世帯年収

(年収換算方法)

300万円未満→150万円、300万円以上400万円未満→350万円、400万円以上550万円未満→475万円、550万円以上750万円未満→650万円、750万円以上950万円未満→850万円、950万円以上1200万円未満→1075万円、1200万円以上→1200万円

(3) 設置状況

冷暖房機の設置台数は、全空港とも区域内外で同傾向であった。

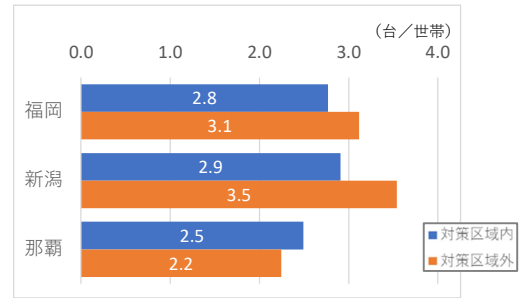


図 3-5 冷暖房機の設置台数

(4) 稼働状況

設置した冷暖房機の稼働状況については、エアコンの平均年間使用時間が区域内の方が長く、区域外ではエアコン利用が減少する時期でも区域内では利用時間が長く、年間を通じて稼働率が高い。

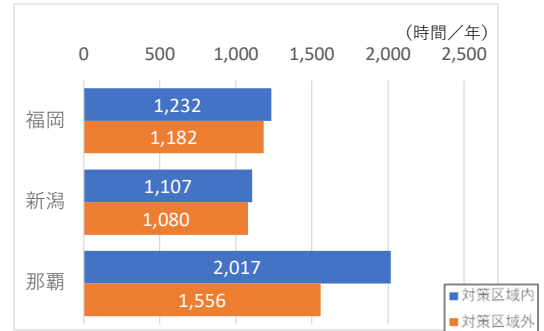


図 3-6 冷暖房機の平均稼働時間

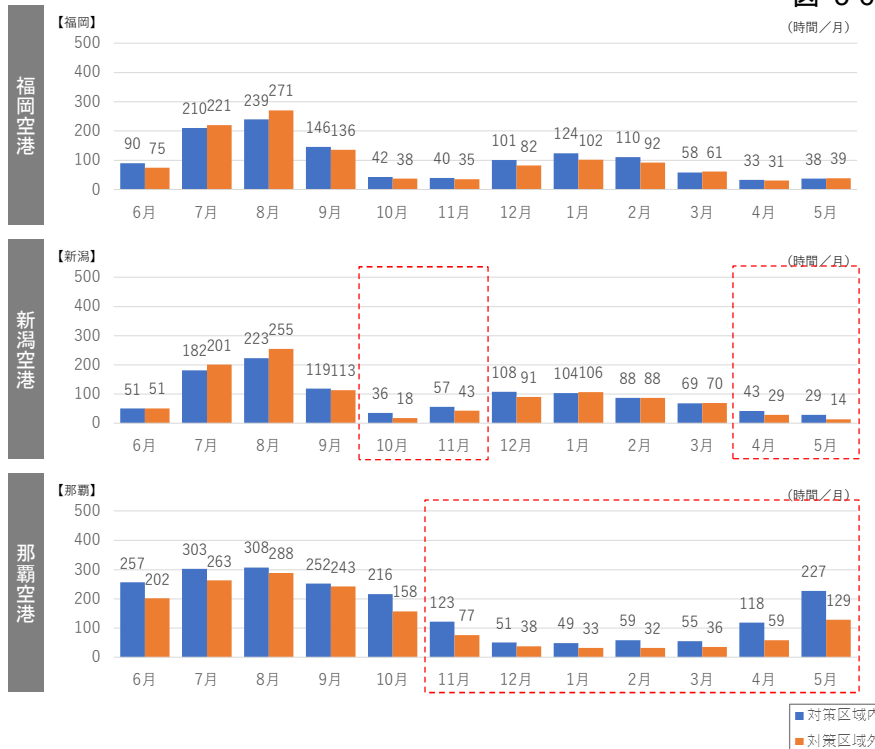


図 3-7 冷暖房機の月別稼働時間

※最も使用する部屋におけるエアコンの年間使用時間
 ※有効回答のみ集計
 ※月別使用時間＝月別回答者の使用時間の合計/年間使用回答者数（1ヶ月でも使用時間を記載した回答者数）
 ※年間使用時間 10 時間未満又は 8000 時間超の回答は異常値として算定から除外

3.4 土地価格の動向が補助金や補償金に反映されている制度の事例調査

3.4.1 調査方法

土地価格の動向が補助金や補償金に反映されるような他の制度・事業の有無やその内容についての事例調査を行った。

3.4.2 調査結果

結果として、土地価格の動向が補助金や補償金に反映されている制度の事例は確認できなかった。

3.4.3 住宅防音工事と判例

航空機騒音を既知の事実として転入した住民に対して補助率を低減できるか、その判断の参考とするために、騒音訴訟の判例における危険への接近についての解釈を整理した。整理した内容は以下のとおり。

第5～7次横田基地騒音訴訟の第一審ほかでは、遅くとも昭和40年には、横田飛行場周辺が恒常的に航空機騒音の暴露を受ける地域であることが広く知れ渡るに至っていたものと認められた。このことから、昭和41年1月1日を基準日として、これ以降に横田飛行場の周辺に居住を開始した場合は危険への接近により10%の減額が適用された。

ただし多くの訴訟では控訴審で、次の理由により判決が変更されている。

危険への接近が減額の理由となるためには、原告が騒音の状況を「認識」しており、なおかつそれを「許容」していたと認めることが証明できる場合に限られるが、多くの場合、許容していたことを証明できるような根拠がないこと。

また、原告が航空機騒音によって深刻な被害を被っていることや、それが被告によって根本的に解消されることなく、継続していることに鑑みると、加害者である被告の損害賠償額を減額することは、損害の衡平な分担という過失相殺の法理に照らし、相当とはいえないこと。

最終審では騒音の認識と許容を証明することが難しいことから、減額の理由にならないこととされている。

表 3-9 航空機騒音関連の訴訟

訴訟名	判決日		
	第一審	控訴審	最高裁
第5～7次横田基地騒音訴訟	H14.5.30	H17.11.30	H19.5.29
第4次・8次横田基地騒音訴訟	H15.5.13	H20.7.17	H21.4.10
第10次・11次横田基地騒音訴訟	H29.10.11	R1.6.6	決定待ち
第9次・12次横田基地騒音訴訟	H30.11.30	資料無し	手続き中
第3～5次厚木基地騒音訴訟	H14.10.16	H18.7.13	上告せず
第6・7次厚木基地騒音訴訟	H26.5.21	H27.7.30	H28.12.8
第3・4次小松基地騒音訴訟	H14.3.6	H19.4.16	上告せず
第1～3次岩国基地騒音訴訟	H27.10.15	R1.10.25	決定待ち
第4次嘉手納基地騒音訴訟	H17.2.17	H21.2.27	資料無し
第5次嘉手納基地騒音訴訟	H29.2.23	R1.9.11	決定待ち
第1・2次普天間基地騒音訴訟	H20.6.26	H22.7.29	資料無し
第3・5次普天間基地騒音訴訟	H28.11.17	H31.4.16	決定待ち
第4・6～8次普天間基地騒音訴訟	H27.6.11	H28.12.1	上告せず

資料：令和元年度「住宅防音工事補助制度のあり方に関する基礎調査業務」

第4章 調査を踏まえた今後の方向性

4.1 課題1：住宅防音工事実施後の防音性能の把握

今回の調査では、老朽化による劣化の進行が推測されるが、令和2年度から継続する新型コロナウイルス感染症の影響により、想定した件数の調査が実施できておらず、十分な考察を行えるに至っていない。

現状では、劣化の事実を排除するまでの結論は得られないと考えられるが、限られたサンプル数であることから、今後、精度を確保するための追加調査の可否やその調査手法の検討が必要である。併せて、防音性能を回復する工事費補助の実施に関しては、関係自治体等と必要な協議を行う必要がある。

以上を踏まえ、引き続きの検討課題として対応すべきである。

4.2 課題2：騒音実態の認識と助成制度

現在の補助制度は、告示日に所在する住宅を対象として、これまで安定的に運用してきている。(告示日後に建設された住宅については対象外。)

なお、補助制度の設計に当たってそのまま適用することはできないが、これまでの航空機騒音訴訟においては、「危険への接近」を損害賠償額減額の理由としては認めない傾向がある。

以上を踏まえ、現行制度を継続し、転入者に対して補助額を低減する仕組みを導入しないことが適当である。

4.3 課題3：土地価格の動向と助成制度

土地価格の動向を補助金や補償金に反映させている制度の事例は確認できなかった。また、土地価格の動向については、本制度に影響を与えるほどの重大な差異は明確に確認されなかった。以上のことから、土地価格の動向を本制度へ反映させることは困難であり、現行制度を継続する。

4.4 課題4：空調機器への助成のあり方

現在の空港周辺環境対策の考え方としては、「航空機騒音に係る環境基準」が未達成であれば、必要な施策を継続する必要があるというものである。そのため、制度の基本的な考え方や、対象地域からの要望が強いことを踏まえると、更新制度を継続することが妥当である。更新制度を継続するとともに、対象となる地域の世帯等の実態を踏まえて、合理的な制度設計の検討を開始すべきである。なお、空調機器の稼働費補助については、普及実態を勘案とした助成手法として考えられるが、稼働費補助の実施には工事費を補助対象とする現行法規の改正が必要なこと、及び補助対象者が膨大となり、稼働費の実態把握、支払い手続き等、補助実施に係る事務的負担を考慮すると現実的に困難である。

第5章 住宅防音工事補助制度の検討

5.1 防音性能を回復する工事への補助

統計精度を確保するサンプル数に至っていないため、追加調査の要否を検討する必要がある。

追加調査を行う場合、調査結果より劣化が見られたときには、防音性能を維持するために必要性が高ければ、制度内容（対象住宅、対象住宅の部位、対象補助率等々）の検討が必要である。併せて、補助内容に対するニーズを把握することや、補助対象者数や事業規模の把握等、必要な検討及び調整を行っていく必要がある。ただし、個人宅に入室しての調査となるため、調査協力を得ることが困難であること、各家屋の遮音性能に影響を与えると想定される要因の把握が困難であることについては、今後、追加調査を行う場合において測定方法も含めて検討が必要といえる。

以上をふまえ、引き続き追加調査の要否やその調査方法の検討が課題である。

5.2 更新工事④補助制度

更新制度を継続することが妥当である。更新工事③創設時に、エアコン普及率及び保有台数を考慮し、対象台数を居住人数マイナス1台とした。その結果、単身世帯については補助対象外となっている。（従来対象となっていた約4割が対象外。）現在、更新工事③創設時に比べ、単身世帯かつ高齢者の割合が高くなっており、二人世帯の割合も高いことから、更新工事④の制度においては、単身世帯を補助対象に含めることが妥当である。

なお、補助率等具体の制度設計に当たっては、住民負担額の増加に留意して、検討を行うこと。

5.3 その他

また、告示日後に騒音対策区域内に転入した住民に対しては、補助内容に差異を設けないこととし、土地価格の動向の反映についてもおこなわず、現行制度のままとする。

終わりに

冒頭でも記載している通り、航空機騒音対策の目的は、航空機騒音に係る環境基準の達成であり、今日における当該基準の達成状況に照らして、住宅防音工事補助事業を含む空港周辺環境対策事業を継続していくことは、国として果たすべき責務であると言える。

一方、空港を取り巻く環境は変化してきている。航空機における技術革新の進捗により、本制度創設来、航空機騒音の軽減は着実に進んでいる。このこととともに、周辺自治体の中には空港を地域活性化のための地域資源として捉えたまちづくりを進めている団体も出てきている。本委員会としては、空港と地域との共生をさらに増進させるべきとの視点を持ち、住宅防音工事補助事業の検討を行ったところ、こうした環境変化とともに、高齢の単身世帯が急速に増加している地域内の世帯状況の変化も踏まえ、更新工事④の制度検討に当たり、現在、補助対象外となっている単身世帯の取扱いの見直しを提言した。

国土交通省航空局には、本報告書を踏まえた制度の見直しに加え、引き続き、地域住民の理解と協力を得ながら、必要な航空機騒音対策を適切に講じ、空港と周辺地域の発展及び環境の保全との調和に資する取り組みの推進に努めてもらいたい。

住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会の概要

主旨

これまでの住宅防音工事補助事業の取り組みを踏まえつつ、時代の変化を受け、今後の助成のあり方を検討するため、「住宅防音工事補助制度のあり方検討委員会」を設置するものである。

委員構成

【委員】

浅田 義久 日本大学経済学部教授
大森 文彦 東洋大学 法学部 企業法学科 教授
門山 泰明 門山泰明法律事務所 弁護士（委員長）
杉江 聡 一般財団法人小林理学研究所建築音響研究室 室長
安河内 恵子 九州工業大学 教養教育院人文社会系 教授

（五十音順、敬称略）

【オブザーバー】

福岡市 港湾空港局 空港振興部 空港対策課長 正木 康德
大田区 環境清掃部 環境対策課長 菅野 俊明
那覇市 環境部 環境保全課長 神谷 直樹
宮崎市 環境部 環境政策課
独立行政法人空港周辺整備機構 審議役 祖父江 公昭
防衛省 地方協力局 地域社会協力総括課 住宅防音班長 松川 雄一
部員 宮崎 浩一
成田国際空港株式会社 共生・用地部門 地域共生部 部長 高梨 弘子
関西エアポート株式会社 伊丹空港本部伊丹空港環境・地域振興部 部長 油谷 勝章

（順不同、敬称略）

委員会の開催状況

回数	日時	議事内容
第1回	令和3年3月16日（水）	(1) 住宅防音工事補助制度の現状 (2) 住宅防音工事補助制度の課題 (3) 令和元年度基礎調査の報告 (4) 令和2年度実態調査の内容
第2回	令和3年9月30日（木）	(1) ご意見と対応 (2) 調査の現状と概要 (3) 調査結果を踏まえた今後の方向性の検討
第3回	令和4年2月15日（火）	(1) 調査結果と概要 (2) 調査結果をふまえた検討
第4回	令和4年3月8日（火）	(1) 調査を踏まえた今後の方向性 (2) あり方検討委員会報告